

総合地球環境学研究所と京都府教育委員会との協定について

令和 4 年 7 月 8 日
京都府教育委員会教育長

喫緊の課題である地球環境問題に関して優れた専門性を有する大学共同利用機関法人人間文化研究機構 総合地球環境学研究所（地球研※）と、相互の人的・物的資源の交流を図るとともに、連携・協力の下で府内公立学校において環境教育の実施・研究開発を推進することにより、双方の教育の充実・発展に寄与するため、同研究所と下記のとおり協定を締結しましたので、報告いたします。

記

1 締結式

- (1) 日 時 令和 4 年 6 月 30 日（木）
- (2) 場 所 京都府庁
- (3) 出席者 総合地球環境学研究所 所 長 山極 壽一
京都府教育委員会 教育長 前川 明範

2 協定書で定めた連携協力の内容

- (1) 児童生徒の環境に関する多様な学習機会の提供
- (2) 教員の交流・研修
- (3) 教育及び研究上の諸課題に対応した調査研究の実施
- (4) その他教育に関し必要と認める事項

3 その他

兼ねてより一部の府立高等学校（洛北高等学校、北稜高等学校及び宮津天橋高等学校）においては、同研究所との教育協力に関する個別の基本協定を締結する等の連携協力による教育実践を行ってきたが、今回の協定は、より広域的な協働を目的として、学校の枠組みを超えて締結するものである。

【取組例】

- 洛 北 高 校：平成 28 年度に地球研と個別の協定を締結。課題研究への地球研研究員の指導助言や、環境学習教材の制作等を実施
- 北 稜 高 校：平成 28 年度に地球研と個別の協定を締結。地理的な利便性も活かし、定期的な連携授業「地球環境学の扉」等を実施
- 宮津天橋高校：地球研の協力を得て、宮津の民話を元にした絵本「橋立小女 郎（はしだてこじょう）」を制作し、地元小中学校に寄贈

※総合地球環境学研究所（RIHN, Research Institute for Humanity and Nature）

- 2001 年、「地球環境問題はことばの最も広い意味における人間の『文化』の問題である」と説いた日高敏隆博士を初代所長に迎えて発足しました。
- 地球研として独自の研究を推進する一方、機構の進める連携研究、研究資源共有化推進事業、地域研究推進事業や、公開講演会・シンポジウムなど、機構主催の諸事業や共同利用活動に積極的にかかわっています。人文社会系の研究機関を中心とする機構のなかで、地球研は自然系アプローチを含む総合的な地球環境学の研究を人間文化の問題として位置づけ、重層的かつ多面的な共同研究・共同利用を行なう機関としてその役割を果たしています。

<上記の出典：同研究所の公式WEBサイト（抜粋）>

協 定 書

大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）と京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）とは、相互の人的・知的資源の交流・活性を図るとともに、教育上の諸課題への的確な対応及び環境教育の実施・研究開発の推進のため、相互に連携協力して研究・協議を行い、その成果を生かして双方の教育の充実・発展に寄与することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（連携協力の内容）

第1条 研究所と教育委員会は児童生徒に事故が発生しないように安全配慮に努めた上で、次に掲げる事項を連携協力して実施する。

- (1) 児童生徒に環境に関する多様な学習機会を提供すること。
- (2) 教員の交流・研修に関すること。
- (3) 教育及び研究上の諸課題に対応した調査研究の実施に関すること。
- (4) その他教育に関し必要と認める事項

（方法）

第2条 教員の派遣や施設・設備等の利用については、それぞれの業務に支障のない限りにおいて相互に便宜を図る。

2 第1条の(1)に掲げる連携協力事項の実施については、学校又は教育委員会による管理の下に行うものとする。

（事故発生時の対応）

第3条 第1条の連携協力事項の実施に関連して、学校、研究所等において児童生徒に学校の教職員若しくは教育委員会の職員等による指導又は研究所の職員等の関与による事故が発生した場合は、事故発生時の状況等を研究所と教育委員会が共同で調査し、協議の上で処理するものとする。

(有効期間)

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

ただし、この協定書の有効期間満了の日の1箇月前までに、研究所と教育委員会のいずれからも変更等の申入れがないときは、1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(補則)

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他必要な事項については、研究所と教育委員会が協議して定めるものとする。

2 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、研究所と教育委員会が協議してその解決を図るものとする。

この協定書を2通作成し、研究所と教育委員会が各自1通を保有する。

令和4年6月30日

大学共同利用機関法人
人間文化研究機構
総合地球環境学研究所

京都府教育委員会

所 長

教育長

二 極 野 一

前 川 明 範